

# 【まん延防止等重点措置】の 解除後の対応について

## 施設利用人数の半数(50%)制限措置の継続

北海道に適用されていた「まん延防止等重点措置」が7月11日で終了となりました。

しかしながら、着実に減少してきた新規感染者数がここ数日増加に転じているとともに、人流が戻りつつあることや、首都圏における感染の再拡大、デルタ株への置き換わりが想定されることなど警戒が必要な状況にあることから、ホール及び会議室・集会室の利用人数を定員の半数（50％）に制限する措置を**令和3年8月31日(火曜)まで**継続することといたします。

※尚、このことに伴い、ホール利用料金の減免措置も継続いたします。

### ●適用期間

～令和3年8月31日(火曜)

(※収容人員の上限50%が解除された場合は、その時点で終了となります。)

### ●適用条件

適用期間中に三館のホールをご利用で、利用のガイドラインを順守していただけるご利用者。

### ●減免設定（ホールの利用料金のみ適用）

【市民会館ホール】

512席以下の場合の料金を適用する。

【市民センター・マリンホール】 【公会堂ホール】

各区分利用料金の半額とする。

(※集会室・会議室利用料、冷・暖房料、付帯設備利用料は対象となりません。)

ご不明な点がございましたら、各館までお問い合わせください。